令和 6 年 度

事業計画書

社会福祉法人ノマド福祉会

目 次

第 1	運営方針	1
第 2	実施事業及びその目的	3
1	介護保険事業及び障害福祉サービス事業	3
2	老人福祉事業	5
3	コミュニティケア事業	6
第 3	組織体制	7
第 4	法人本部(各拠点事務部門)	8
第 5	事業別計画	9
1	介護老人福祉施設	9
2	短期入所生活介護	15
3	通所介護	17
4	認知症対応型通所介護	22
5	居宅介護支援	23
6	認知症対応型共同生活介護	26
7	軽費老人ホーム(ケアハウス)	28
8	地域包括支援センター	30

9	コミュニティケア事業	.32
1 () 地域交流事業	.34
1 1	しその他	.34
第 6	職員研修	.36
第 7	非常時の対応	.41

第1 運営方針

少子高齢社会を迎えた中、人口の札幌一極集中、多様化する職業選択などを理由として社会福祉現場希望者の減少、新型コロナ5類移行後等の社会情勢を踏まえ、令和6年度は、次の5つの考え方に基づき、 法人は様々な事業等に取り組んでいく。

◎ 各事業の稼働上昇に向けて

利用者の安全かつ安心を最優先に考え、関係機関との相互連携や利用者ニーズに則したサービスの提供について、積極的に取り組んだ結果、昨年度(令和5年度)は各事業とも一定程度の稼働を回復することができた。

新型コロナが5類に移行するなど、人の動きが平時に戻りつつある中、今年度は一層の稼働の上昇に向けて、居宅等関係機関との連携を強化し、各事業の新規利用者の獲得や、必要とされる地域支援を行い、安定した事業運営を目指す。

◎ 職員確保の新たな取り組みと次世代育成の継続

これまで、「人材確保・育成基本方針」に基づき、人材確保や離職の歯止めについて取り組んできたが、 十分な改善にはまだ至っていない。

そのため、慢性的な職員不足を解消すべく、新たな取り組みとして、外国人介護人材の受入に向けた協議を速やかに進めるとともに、大学や専門学校等からの実習生を積極的に受け入れるなかで、最終的に採用できるよう、様々な環境整備を図る。

また、次世代のリーダー育成に向け、今年度から組織としての課・係体制を導入し、部下職員等へ指導を通じて責任感を醸成させるなど、質の向上に取り組むほか、外部からの優秀な人材獲得に向けた対応も図っていく。

◎ 業務の棚おろし対象事業の拡大と ICT 等の更なる推進

昨年度(令和5年度)、通所事業を対象に実施した「業務の棚おろし」を、今年度は対象を入所事業(介護老人福祉施設)に拡大し、業務改善のため、個々の業務の必要性、効率性や効果などの検証し、業務内容の見直しや削減、各職種の役割分担の明確化を図っていく。

併せて、介護現場の負担軽減と安心して働ける環境づくりを目指し、ICT 化の更なる推進や介護ロボットをはじめとする最新機器の導入を推し進める。

◎ 拠点を越えた人事交流と情報共有の促進

介護職員をはじめとする専門職が不足する中、各拠点間の職員配置の偏りを是正するとともに、業務 内容の活性化を図るため、拠点間での異動等人事交流を促進させる。

また、職員への相談・支援体制の整備を含めた労働環境の改善に努めるとともに、各拠点において抱える課題、問題点を持ち寄る中で、それらへの対応の統一(標準化)を行うほか、様々な情報を各拠点間で 共有し、提供するサービス内容の充実を目指す。

◎ 利用者本位と QOL の向上の実現

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供することが当法人の目的である。 そのため、昨年度(令和5年度)同様、職員は常に利用者の立場や視点に立ち、本人の意思を尊重した自立支援や、その人らしい日常生活を送るために支援や介助を行う。

さらに、利用者本人や家族等の想い、その人の心身の機能を考慮した介護により QOL の向上を目指す。

第2 実施事業及びその目的

1 介護保険事業及び障害福祉サービス事業

(1) 介護老人福祉施設

対象者	目的	事業内容
常に介護が必要な状態で、自	入所者の意思や人格を尊重	入所者に対し、施設サービス
宅での介護が困難な原則65	し、常に入所者の立場に立って	計画に基づいて、入浴、排せつ、
歳以上の要介護3~5の認定	サービスを提供することを目	食事などの介護その他の日常
を受けている方	的とする。	生活上の支援、機能訓練、健康
		管理及び療養上の世話などを
		提供する。

【実施事業所】

拠	点	事業所名	定員	開設年月日
小	樽	特別養護老人ホームはる	80 名	平成9年8月1日
発	寒	特別養護老人ホームはっさむはる	80 名	平成 18 年 9 月 1 日
藤	野	特別養護老人ホームらいらっく	80 名	平成 19 年 10 月 16 日

(2) 短期入所生活介護

対象者	目的	事業内容
要介護認定を受けている方。	利用者が可能な限り自宅で	短期間の入所を受け入れ、入
利用者の心身の状況、病状が悪	自立した日常生活を送ること	浴や食事などの日常生活上の
い場合や疾病、冠婚葬祭、出張	ができるよう、自宅にこもりが	支援や、機能訓練などを提供す
など介護者である家族の身体	ちの利用者の孤立感の解消や	る。
的・精神的負担の軽減などが条	心身機能の維持回復だけでな	
件。	く、家族の負担軽減などを目的	
なお、要支援の方は、介護予	とする。	
防短期入所生活介護のサービ		
スが利用できる。		

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小樽	ショートステイはる	20 名	平成9年8月1日
発寒	ショートステイはっさむはる	20 名	平成 18 年 9 月 1 日
藤野	ショートステイらいらっく	20 名	平成 19 年 10 月 16 日

(3) 通所介護

対象者	目的	事業内容
要介護認定を受けている方。	利用者が可能な限り自宅で	利用者の自宅から施設まで
要支援の方は、介護予防・日	自立した日常生活を送ること	の送迎を行い、食事や入浴など
常生活支援総合事業の対象。	ができるよう、自宅にこもりが	の日常生活上の支援、生活機能
小樽拠点の赤岩・稲穂各事業	ちな利用者の孤立感の解消や	向上のための機能訓練や口腔
所は、基準該当事業所登録によ	心身機能の維持、家族の介護の	機能向上サービスなどを日帰
り生活介護を受けることが困	負担軽減などを目的とする。	りで提供。
難な障がい者の受け入れも可		生活機能向上のためのグル
能。		ープ活動などの高齢者同士の
		交流も行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小樽	デイサービスセンターはる	50 名	平成9年8月1日
小、特	デイサービスセンターはる小樽稲穂	45 名	平成 27 年 12 月 1 日
発寒	デイサービスセンターはっさむはる	40 名	平成 18 年 9 月 1 日
九太	デイサービスセンターはる北 17 条	40 名	平成 20 年 1 月 7 日
藤野	デイサービスセンターらいらっく	40 名	平成 19 年 10 月 16 日
豚 到	デイサービスセンターはる清田	40 名	平成 25 年 5 月 1 日

(4) 認知症対応型通所介護

対象者	目的	事業内容
要介護認定において認知症	専門的なケアを提供するサ	利用者の自宅から施設まで
と診断を受けた方で、施設と同	ービスを行う中で、利用者が可	の送迎を行い、認知症の利用者
じ市町村に住民票のある方が	能な限り自宅で自立した日常	に施設において、食事や入浴な
対象	生活を送ることができるよう、	どの日常生活上の支援、生活機
なお、要支援の方でも、認知	利用者の社会的孤立感の解消	能向上のための機能訓練や口
症の症状が明らかにみられる	や心身機能の維持回復だけで	腔機能向上サービスなどを日
場合は、介護予防認知症対応型	なく、家族の介護の負担軽減な	帰りで提供。
通所介護の対象となる。	どを目的とする。	

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小樽	認知症対応型デイサービスセンターはる	12 名	平成9年8月1日

(5) 居宅介護支援

対象者	目的	事業内容
要介護認定を受けている方	利用者が可能な限り自宅で、	介護支援専門員(ケアマネジ
が対象。	その有する能力に応じ自立し	ャー)が、利用者の心身の状況
なお、要支援の方は、居宅介	た日常生活を送ることができ	や置かれている環境に応じて、
護支援に準じた介護予防支援	るよう、支援することを目的と	利用者の選択に基づき、適切な
を受けることができる。	する。	保健医療サービス及び福祉サ
		ービスを利用するためのケア
		プランを作成し、そのプランに
		基づいてサービスが提供され
		るよう事業者や関係機関との
		連絡・調整を行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	開設年月日
小樽	指定居宅介護支援事業所はる	平成 12 年 4 月 1 日
発寒	指定居宅介護支援事業所はっさむはる	平成 18 年 6 月 1 日
藤野	指定居宅介護支援事業所らいらっく	平成 20 年 3 月 27 日
「「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」」「」「」「」」「」「」「」	指定居宅介護支援事業所はる清田	平成 25 年 5 月 1 日

(6) 認知症対応型共同生活介護

対象者	目的	事業内容	
認知症と診断された要支援	利用者の意思や人格を尊重	利用者が可能な限り自立し	
2又は要介護1~5の認定を	し、常に利用者の立場に立って	た日常生活を送ることが出来	
受けている方で、施設と同じ市	専門的なケアを提供すること	るよう、家庭的な環境と地域住	
町村に住民票のある方が対象。	を目的とする。	民との交流のもとで、入浴や食	
		事などの日常生活上の支援や、	
		機能訓練などのサービスを提	
		供する。	

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日	
小樽	小 樽 グループホームはる		平成 16 年 4 月 1 日	

2 老人福祉事業

(1) 軽費老人ホーム (ケアハウス)

対象者	目的	事業内容
-----	----	------

原則として60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下や独立して生活するには不安あることなどが認められ、家族による援助を受けることが困難である方が対象。

利用者を低額な料金で入所 させ、日常生活上必要な便宜を 供与し、健康で明るい生活を送 れるようにすることを目的と する。

利用者の入所時に、従来の生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握し、入所後の利用者の各種相談や適切な助言に努め、食事や入浴の準備などの日常生活上の支援や緊急時の対応等を行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小 樽 ケアハウスはる		50 名	平成 11 年 9 月 1 日

(2) 地域包括支援センター(札幌市受託事業)

対象者	目的	事業内容
札幌市内に居住する65歳	保健師・社会福祉士・主任介	必要な介護予防サービスが
以上の高齢者並びにその家族、	護支援専門員等を配置して、住	提供されるための適切な介護
地域福祉関係者、介護保険サー	民の健康の保持と生活の安定	予防ケアマネジメントを実施
ビス事業者等を対象。	のために必要な援助を行うこ	するとともに、地域のサービス
	とにより、地域の住民を包括的	ネットワークの構築や、権利擁
	に支援することを目的とする。	護を含む総合的な相談業務の
	(設置主体:札幌市)	実施、高齢者の状態変化に対応
		した長期継続的な包括的・継続
		的ケアマネジメントの支援を
		行う。

【実施事業所】

拠点		事業所名	開設年月日
	発寒	札幌市西区第3地域包括支援センター	平成 25 年 4 月 1 日

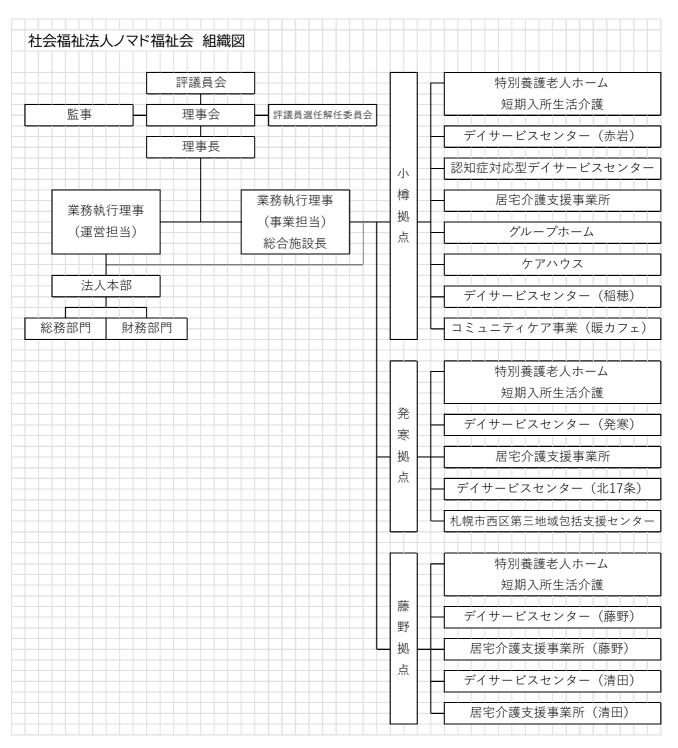
3 コミュニティケア事業

対象者	目的		事業内容
年齢を問わず、すべての小樽	ノマド福祉会の事業目的に	1	こども食堂
市民を対象とする。	沿って、地域住民の「福祉の増	2	認知症カフェ
	進」に貢献することを目的とす	3	地域活動支援事業
	る。	4	共生カフェ
		(5)	さをり織り制作体験・販売

【実施事業所】

拠点	事業所名	開設年月日
小樽	暖カフェ	平成 29 年 8 月 1 日

第3 組織体制



第4 法人本部(各拠点事務部門)

1 法人運営の健全化・安定化

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、通所事業を中心として稼働率が低迷し、厳しい財政状況が 続いていたが、新型コロナウイルスの 5 類感染症への移行により、徐々に当法人おける各事業所稼働 率も回復の兆しを見せ始め、収入も増加傾向にある。

しかしながら、燃料・資源価格の値上がりや円安を原因とする物価高騰、また最低賃金の大幅な引き上げなどにより、支出の増加要因が多く、法人の安定運営のための財務状況はまだまだ予断を許さない状況にある。

社会福祉法人としての責務である、地域社会に安定した福祉サービスの提供を継続するためには、 経営の健全化・安定化は必須であることから、回復傾向にある各事業所の稼働率をさらに上乗せできる よう、事業所の各種課題の解決に向けた検討を速やかに行い、積極的な各種対策に取り組むものとす る。

2 人材確保・育成

対人サービスを基本とする当法人が、安定的なサービス提供を行うためには優秀な人材の確保と在 籍職員の質の向上が最も重要である。

しかしながら、少子化の急速な進行により、介護・福祉業界に限らず、労働者不足が顕著であるとともに、当業界における収入の大部分を占める介護報酬は国で定められたものであることから、職員の平均賃金は、他の業界と比較して低い状況にあり、人材確保は一層厳しい実態にある。

法人では、これまでも、令和 4 年度に策定した「人材確保・育成基本方針」に基づき、「人材の確保」のみならず「人材の育成」に努めてきているが、今後も確実に各種対策を推し進めることにより、 職員が安心して勤務することができる法人・事業所運営の構築を図ることとする。

今年度は、昨年度に引き続き、人材不足の解消と安定的な事業所運営に努めるとともに、職員確保のための専掌組織の設置等についても検討する。

3 各種規程の整理

昨年度は、「定年退職者再雇用規程」及び「嘱託職員就業規則」の設置、職員給与規程の改正等、これまで未整備であった職員処遇に関する規程の整備を主に行ったほか、各種法令や規程間の不整合が 見受けられる部分の整備を実施した。

しかしながら、職員処遇や法人運営の基本であるこれら各種規程等の詳細な内容等について、十分に理解されていないことから、本年度は、これら規程等の確認や内容周知に努めるほか、限られた財源の範囲内において、職員給与の是正を目指すべく、職員給与規程のさらなる改正を検討する。

第5 事業別計画

1 介護老人福祉施設

(1) 生活相談員部門

ア 基本方針

利用者が、自立した心豊かな生活と尊厳をもった生活、自立したその人らしい人生を継続できる人権を尊重した支援を構築していく。

常に利用者の立場に立った処遇の取り組みと生活の資質向上に努め、地域社会と施設を繋ぐため、時代の変化を敏感に察知し、地域社会から求められる福祉サービスの提供を行う。

イ 事業 (サービス) 内容

(ア) 利用者や家族の支援

利用者の人権を尊重し、常にその立場に立ち、安心して暮らせる施設づくりと家族との連携を密にし、信頼されるケアを実施していく。

(イ) 社会生活の継続性

地域社会との繋がりを重視し、地域を支える福祉施設として、閉鎖的な施設とならないよう、 日ごろから地域との交流を深め、近隣住民から信頼されるよう努める。

(ウ) 適切な入所相談並びに入所判定会議

公平性のある入所相談を行うため、入所希望者の心身の状態や生活歴を的確に把握するとと もに、他施設での受け入れが難しい方に関しても、適切な協議、入所判定を行い、利用者、家族 から相談して良かったと思っていただけるよう、親身に対応していく。

(エ) コミュニティワークの展開

利用者、家族が孤立することがないように、感染症に配慮するなど、面会方法を検討し、面会の機会を設定するほか、家族の不安を取り除くため、懇談会など家族の声を聴く機会を設ける。また、高齢者問題に限らず、地域や住民が抱える課題を関係機関、他事業者とも連携を図り、それぞれの地域社会を支えていく。

ウ 事業所別特記事項

(ア) 小樽(特別養護老人ホームはる)

- a 利用者の意向を尊重し、安心・快適に過ごしていただくため、拠点間の連携を深め、サービス内容の情報を共有し、提供しているサービス内容の検証、充実を行う。
- b 地域における困窮者に早急に対応できるよう、日ごろから地域との交流を深め、様々な活動 を積極的に行っていく。
- c 施設待機者が少なくなっている現状を解消し、目標稼働率達成のため、入院者の空床利用が 効率的に行えるよう、利用が見込める病院等への積極的な営業を行う。

(イ)発寒(特別養護老人ホームはっさむはる)

- a 利用者、家族、職員が一丸となってより良い支援に繋げていけるよう、家族と職員の情報交換を積極的に行うとともに、直接居室で面会できる状況を目指していく。
- b 利用者が日常の喜び、楽しみ等を感じ、地域住民の方々との交流を深めるため、近隣保育園、 小中学校などとの交流や施設周辺の散歩など外出の機会を多く設ける。

c 施設見学の受け入れ、法人外居宅等への営業を積極的に行い、年々減少傾向となっている入 居申込待機者数に歯止めをかける。

(ウ) 藤野(特別養護老人ホームらいらっく)

- a 利用者にとって自立した生活は何かを常に考え、利用者及び家族の代弁者となり、専門職と しての公正中立な立場で福祉とは何かを考えながら業務に努める。
- b 施設が安定して運営できるように、他部署間の連携を図り、様々な視点から業務改善を進めていく。
- c 常に稼働率を意識する中で、目標稼働率の安定した維持を目指す。

(2) 介護部門

ア 基本方針

自ら率先して業務の軽減や効率化を図り、ICTの活用など、状況の改善に取り組む姿勢を持つ。ケアマネジメントにおいては、専門性を生かし利用者の多様なニーズに応え介護の質の向上を目指す。

イ 事業 (サービス) 内容

(ア) チームアプローチによる入居者本位のケアの確立

チームアプローチやアセスメント・ケアプランの作成・実践・評価に係るケアマネジメントにおいて、多職種がそれぞれの専門性を活かし利用者の多様なニーズに応え、より利用者に合ったケアを展開出来るよう連携を深めていく。

また、安全かつ安心出来るような生活を過ごしていただくことを目指し、利用者の自己選択や プライバシー、さらには家族の意向を充分にくみ取り、スタッフ一人ひとりがその専門性を高め ることができるよう、知識と技術の習得、ケアの充実に努める。

(イ) 自立支援

過剰介護により、利用者の自立を妨げることのないよう、充分なアセスメントを行い、ADLの維持・向上に繋がるよう専門的介護を実施、展開していく。

また、食事においては、嘱託医や歯科医との連携のもと、体調及び口腔環境の改善、維持を目指し安全に食する楽しみ、喜びに繋がるように努める。また、ミールラウンドを行い、個別に合わせた食事形態が提供できる対応を継続する。

(ウ)機能訓練

「個別機能訓練計画」を作成し、身体機能の維持・向上を目指す。

(エ) 認知症のケアの確立

認知症介護実践者研修、認知症介護リーダー研修などの専門研修に参加する職員を増やし、正 しい認知症知識により、利用者が精神的に穏やかな生活が送ることができるように環境を整え、 受容・共感的な関わりをベースとした支援を行う。

(オ) ターミナルケア

老いのプロセスを理解し、入所時からその人らしい人生を最期まで送ることができるよう、家族とともにケアに当たることを心がける。

家族に対しては、丁寧な情報提供を行うとともに、不安や要望、相談に対し速やかに対応する

姿勢を持つ。面会の際は、利用者と家族の繋がりを一番に考え、環境を整える。

(カ) 自己啓発

常に知識と技術の研鑽に努め、ケアの質向上を図るとともに、実践に基づいた理論の確立をし、ケアの充実を図る。

ウ 事業所別特記事項

(ア) 小樽(特別養護老人ホームはる)

- a 利用者が生きがいを持って暮らせ、職員がいきいきと目標を持って働くことの出来る施設を目指し、積極的に外部研修参加するなど新しい情報を取り入れ利用者の QOL 向上を図る。
- b チームとしてより発展していくため、職員個々がケアの展開を理解する中で、観察力やデータ分析を意識し、ケアの活性化を図る。

(イ) 発寒(特別養護老人ホームはっさむはる)

- a 初任者研修や実務者研修の養成校(あずみ福祉カレッジと鹿光学習センター)及び介護福祉士の専門学校(大原医療福祉専門学校)と連携を深め、学生の実習先として選択してもらうとともに、学生に「ここで働きたい」と感じてもらえる指導体制を確立する。
- b 認証基準の「1健全な組織運営」、「2新規採用者の育成・定着促進」、「3職員のキャリア形成支援と公正な処理の実現」、「4働きやすい・働き続けやすい環境づくり」の4項目に重点を置いた学びと実践を展開し、「北海道働きやすい介護の職場認証制度」の認証を得られるように取り組み、雇用の促進に繋げる。

(ウ) 藤野(特別養護老人ホームらいらっく)

- a 利用者が安心して健康的な生活が送ることができるように、快適な生活環境の保全に努める。
- b 職員の資質による介護技術の格差が生じないように、職員間の情報共有を強化し、ケアを 統一し利用者個人のニーズに合わせたサービスを提供する。
- c 利用者の状態変化を早期発見し、各職種と連携、協力を行い事故防止、褥瘡予防に努める。
- d 利用者の生活状況、身体状況を家族に積極的に報告し、信頼関係構築を目指す。

(3)看護部門

ア 基本方針

専門職として職務に対する責任と多職種とのチームアプローチのもと利用者の健康状態を観察 し、正確な判断、的確な対応が迅速に出来るよう、日々知識と技術の向上に努める。

イ 事業(サービス)内容

(ア) 利用者のQOLの向上を目指した健康管理

嘱託医を含む他職種との連携によるチームアプローチを強化し、利用者のADL維持向上のため、QOLに配慮した看護を展開する。定期的なバイタル測定や、必要な定期検査や定期健康診断等による健康管理を実施することに加え、歯科医及び歯科衛生士の指導のもと口腔衛生に努め、肺炎の予防、嚥下機能の維持、生涯経口摂取を目標に取り組む。

また褥瘡ゼロに向けて他職種と連携し、褥瘡予防に積極的に取り組む。

(イ) 24時間の看護体制

利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対する観点から、夜間休日における24時間連

絡体制(オンコール体制)を確保するとともに、様々な慢性疾患を抱え、予測が難しい急性期症 状を呈する利用者に対し、日常的な観察により異常の早期発見に努める。

(ウ) 感染対策の徹底と衛生的な環境整備

多職種と協働し、日常的に様々な感染症の予防を行い、感染症が発生した場合にはマニュアル により速やかに対処し感染の拡大防止に努める。

また、職員全体への感染予防知識向上のための指導、学習会及び訓練を行う。

(エ) 利用者・家族との信頼関係の構築

利用者の体調変化時には、家族に連絡し、可能な限り利用者と家族の意向に沿った対応が出来るよう配慮する。利用者が、最期までその人らしく穏やかに過ごすことが出来るよう多職種と協力し最善の対応に努める。

(オ) 業務の軽減 効率化と働きやすい職場作り

薬関係などの事故防止のため、ヒヤリハット報告を上げ、事故を未然に防ぐ意識改革、並びに 業務改善を行い、正確かつ効率的に業務が遂行できるよう、マニュアルの改定を適宜行う。職員 の負担を軽減するために業務整理を行い、看護職員同士のカンファレンスの機会を増やし、意見 交換や協力体制が取りやすい環境を整える。

ウ 事業所別特記事項

(ア) 小樽(特別養護老人ホームはる)

- a 看護職員の高齢化により職員体制の維持が厳しい状況にあり、嘱託医を含む他職種との情報 の共有及び協力体制の見直しにより対応していくほか、円滑な世代交代に向けた看護職員採用 に取り組む。
- b 新型コロナウイルス等感染症対策については、感染対策委員会を中心に安全安心を確保しつ つ、利用者や家族のニーズに寄り添った対応を常に模索し改正していく。

(イ)発寒(特別養護老人ホームはっさむはる)

- a 組織体制の改正に合わせ、他職種との情報の共有及び協力体制を見直し、強化する。
- b 新型コロナウイルス等感染症対策については、感染対策委員会を中心に、感染対策を特別から普通に移行し、「標準予防策」を実践していく。
- c ICT 化を取入れデータを一元化することにより業務の効率化を図り働きやすい職場づくりを 目指していく。
- d 新規利用者の情報分析や適切かつ細やかな健康チェックすることにより迅速な医療へ繋げ、 新たな生活環境に慣れることが出来るよう支援していく。

(ウ) 藤野 (特別養護老人ホームらいらっく)

- a 看護職員の確保が難しいため、厳しい体制の中での運営が強いられているが、多職種との連携により対応していくとともに、看護職員確保に向けて、様々な取り組むを行う。
- b 感染対策委員会を中心に、「標準予防策」を実践し、感染拡大時は医療機関との速やかな調整を進めて対応していく。
- c こころと身体の健康、認知症の周辺症状の安定、ADLの維持を目的として多職種と連携協力のもと利用者一人ひとりとのかかわりを持つ時間を増やし、日常に変化と楽しさを感じられるように努める。

(4) 給食部門

ア 基本方針

利用者の QOL 向上のため、多職種と連携した適切な栄養管理の実践に加え、旬の食材をとり入れるなどして、利用者が季節を感じ、楽しんでいただける食事を提供する。

イ 事業 (サービス) 内容

(ア) 給食管理 日本人の食事摂取基準 (2020) に基づいたメニューの立案

栄養価だけでなく視覚や嗅覚にもアプローチできる献立作成を心がけ、利用者の状態に合わせた安全で質の高い食事提供に努める。

(イ) 栄養管理

「栄養ケアマネジメント」において、利用者の栄養状態等に関するアセスメントをもとに、栄養ケア計画を多職種で作成し、利用者・家族への説明・同意・交付のプロセスを実施するとともに、専門職として咀嚼、嚥下に関するアセスメント力を付ける。

(ウ) 衛生管理

利用者が安全かつ安心して快適な食生活を送ることが出来るよう、給食委託業者と連携し、誤配膳、異物混入がないように努めるとともに、食中毒等の事故防止のため、食品衛生管理に取り組む。

また、感染症発生時には、迅速な対応が出来るよう、各部署・給食委託業者との連携を強化する。

(エ) 危機管理

大規模な災害・クラスター発生時にはそれぞれの BCP に基づき、円滑な食事提供が可能となるよう、各部署と連携し、迅速な検討及び対応を図る。

ウ 事業所別特記事項

(ア) 小樽(特別養護老人ホームはる)

- a 経口摂取の維持・向上のため、多職種との連携を強化し、摂食・嚥下に対するアセスメント 実施と迅速な対応に努める。
- b 利用者個々の食歴を尊重し、最後まで食べる楽しみを持てるように努める。

(イ) 発寒 (特別養護老人ホームはっさむはる)

- a 日々更新される新しい知識や技術を得るため、研修等に参加する機会を増やす。
- b 行事や委員会活動を通した入居者・多職種と関わりの中で、利用者の状況を常に把握することに努める。

(ウ) 藤野(特別養護老人ホームらいらっく)

- a 感染症関係で自粛していた食事関係のイベントを感染対策に配慮しながら再開し、食べることを楽しんでもらえるように努めていく。
- b 経口摂取が困難になってきた場合においても、最後まで口から食べることの支援ができるように多職種と連携して取り組む。

(5) 事業所別行事計画

	小樽	特養	発寒	特養	藤野	特養
月	内容	行事食	内容	行事食	内容	行事食
4月	料理レク	祝日行事食		おやつレク、 お花見御膳、 松花堂弁当	お花見	春待ち弁当 祝日行事食
5月	お花見	祝日行事食	かわり湯	祝日行事食、 おやつレク、 松花堂弁当	端午の節句	祝日行事食
6月	料理レク		純喫茶	おやつレク、 松花堂弁当	あじさい鑑賞	オードブルランチ あじさい弁当
7月	ВВQ	祝日行事食、 七夕、小樽祭り	七夕	おやつレク、 松花堂弁当	七夕	祝日行事食、
8月	七夕 夏祭り	開設記念膳、 祝日行事食、 お盆	スイカ割り	夏祭り行事食、 おやつレク、 松花堂弁当	夏祭り	七夕、 お盆、 夕涼み弁当
9月	敬老会	敬老会、 祝日行事食	敬老会	開設記念行事食、 敬老会行事食、 祝日行事食	敬老会	お月見、 祝日行事食
10 月	お月見会	祝日行事食、 お月見	お月見会	新米提供の日、 寿司レク	開設記念日	開設記念日 秋の味覚弁当
11 月	運動会	祝日行事食	運動会	松花堂弁当	紅葉狩り	オードブルランチ
12 月	クリスマス会	クリスマス会、 年越し	クリスマス会 餅つき	クリスマス行事食、 冬至、餅つき、 年越しそば、 松花堂弁当	クリスマス	鍋の日、 クリスマス、 大晦日
1月	もちつき お正月	三ケ日祝い善、 雑煮、 祝日行事食	移動神社、 おみくじ、 獅子舞	おせち料理、 鏡開き、 おやつレク、 松花堂弁当	お正月	お正月、 祝日行事食
2月	節分	節分、祝日行事食	節分	節分行事食、 おやつレク、 松花堂弁当	節分	節分、 バレンタインデー、 鍋の日
3月	ひな祭り	ひな祭り、 祝日行事食	ひな祭り	ひな祭り行事食、 祝日おやつ、 松花堂弁当	ひな祭り	ひな祭り、 祝日行事食、 寿司の日

(6) 事業所別職員会議

区分	会議内容	開催日時			
区分	云祇八谷	小樽特養	発寒特養	藤野特養	
入所判定会議	入所となる利用者順位について、市役所 職員や第三者委員を交えて協議を行う	適宜(年 4 回程度)	適宜(年 4 回程度)	適宜(年 4 回程度)	
朝・夕	利用者の体調や状況確認等を行う	夜勤者・日勤者交代	夜勤者・日勤者交代	夜勤者・日勤者交代	
ミーティング		時	時	時	
運営会議	係長級以上により、拠点事業所の運営状 況や情報交換、拠点内の課題等の協議を 行う	第 3 水曜日 18:00~	第 3 木曜日 18:00~	第 3 火曜日 14:00~	
ホーム会議	特養における課題について多職種で協議	月1回	なし	なし	
フロア会議	フロアの課題について、各フロア職員で 協議を行う	月1回			
ユニット マネジメント会議	ユニットの課題について、各ユニット職 員で協議を行う		第 4 木曜日 17:00~	なし	
リーダー会議	特養の介護現場での課題について、リー ダー職員以上で協議する	月1回	第 4 木曜日 18:00~	第 4 火曜日 16:00~	
ケアカンファレンス	認定期間のサービス内容の評価を行う	適宜(参加者に合わせた日時設定)	適宜(参加者に合わせた日時設定)	適宜(参加者に合わせた日時設定)	
行事会議	翌月の見直し等の検討を行う	月1回	第 1 木曜日 16:30~	第 4 火曜日 15:00~	
給食会議	行事食、おやつレク、日々のメニューに	第4木曜日	第1水曜日	第1火曜日	
	ついての検討を行う	15:00~	13:30~	13:30~	

2 短期入所生活介護

(1)基本方針

利用者が自立した生活を継続することができるという自立支援や家族の負担を軽減するというの考え方に基づき、適切な短期入所生活介護計画を作成し、利用者を支援する。

また、利用者が何を考え、何を求めているかを適切に把握し、居宅介護支援事業所や他サービス 事業者と連携を図り、事故防止はもちろんのこと、利用者の状態変化に応じて適宜適切なサービス 提供を行う。

(2) 事業(サービス) 内容

ア 基本的な生活介護と相談援助

利用者の情報を正確に把握した上で、その情報を施設全体で共有し、利用者が在宅生活を継続出来るよう、機能維持や自立の支援を行う。

また、専門職として利用者の要望や家族の思いに耳を傾け、適切な介護を提供していく。

イ 的確なアセスメントに基づく安全・安心なサービス提供

多職種が協働しアセスメントを行い、短期入所生活介護を利用しても在宅との差がなく、安心して生活出来るようサービス提供を行う。

ウ 送迎サービス

家族の希望に沿った時間となるよう、送迎時間を設定し、事故のない送迎方法を各事業所とも協議しながら、安全な送迎サービスを提供する。

エ 機能訓練及びアクティビティサービス

居宅介護計画書および短期入所生活介護計画に基づき、心身機能の維持のため、生活機能訓練を 行うほか、レクリエーション等の実施により、利用者が楽しみを持って過ごすことが出来るよう配 慮していく。

オ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携

家族の希望に添えるように各事業所と連携を図り、サービス利用について迅速な調整を行うほか、利用者が虐待やネグレクトを受けるなど、在宅生活が困難となった場合には、速やかに受け入れ調整を行うとともに、対応が出来ない場合でも事業所への情報提供や最大限の協力を行う。

カ 緊急時の対応

緊急避難など、予期せぬ事態になったとしても、出来る限り利用者を受け入れるべく居室確保等の調整を速やかに行い、次の行先が決まるまで、利用者、家族が安心して過ごすことが出来るよう適切なサービス提供を行う。

(3) 事業所別特記事項

ア 小樽 (短期入所生活介護はる)

- (ア)利用者の情報を各職種で共有するほか、在宅生活の継続など、本人、家族の思いを実現出来るよう各事業所等と連携し、支援に努めていく。
- (イ)目標稼働の達成のため、病院、居宅との関係を構築し、積極的な営業活動を行う中で、空床期間の短縮に努める。

イ 発寒 (短期入所生活介護はっさむはる)

- (ア)新型コロナウイルス感染症対策のため、利用者を長期利用限定としていたものを解除し、今後はコロナ禍前と同様に、利用者ニーズに沿って、迅速かつ円滑に利用者を受け入れ、予算稼働率の達成を目指す。
- (イ) 緊急依頼や虐待などの困難事例にも柔軟な対応が出来るよう、地域包括支援センター等、関係機関との連携を図る。
- (ウ) 各居宅からの新規依頼や介護支援専門員の要望等に柔軟に対応するなど、各居宅との新たな 関係性の構築を目指す。

ウ 藤野 (短期入所生活介護らいらっく)

- (ア) 居宅介護支援専門員との連携、調整の中で、利用者および家族のニーズに沿った受け入れや緊急的な受け入れを行っていく。
- (イ)事故などが起きないよう、施設として適切な対応を行うとともに関係機関とも連携を図る。
- (ウ) 常に稼働率を意識し、安定した稼働を保ち目標稼働率達成を目指す。

3 通所介護

(1)基本方針

利用者が住み慣れた自宅や地域で豊かな生活を送ることができるとともに、介護者の負担軽減等のニーズに応えられるよう、利用者の心身機能の維持・向上や社会交流、さらには在宅生活の支援に全職員で取り組むほか、広く地域住民にも信頼されるように努める。

法人理念を通して『生きがい活動』の場としてのスタイルの実現を目指す。

(2) 事業(サービス) 内容

ア送迎

移動・乗降時の転倒事故や運転中の車輌事故等、事業所と自宅間における様々な事故を防ぐため、全職員が業務マニュアルに沿った介助と交通法規を遵守した運転に努めるとともに、送迎時には自宅での生活状況を確認するなど、利用者個別のニーズにも柔軟に対応できる準備を行う。

なお、送迎時の経路・順序等については、利用者の心身状況や、本人・家族の要望等に配慮した 上で、効率的に対応出来るよう随時検討するとともに、利用者が安心して利用できるよう、希望に 応じて事前に電話連絡なども行っていく。

イ 健康管理

利用者の健康状態の維持及び改善のため、バイタルチェック(血圧、体温、脈拍)や観察(表情、食事・水分の摂取状況、排泄状況、皮膚状態等)、体重測定(月1回、必要に応じ適宜)等を実施するほか、利用者の在宅生活の維持のため家族との情報交換を行い、看護職員を中心に健康状態を把握するなかで、その異常や変化の早期発見に努め、必要なアドバイスを行う。

また、利用者や家族が在宅でも健康管理が出来るよう、健康に関する相談や情報発信を行う。 利用時の体調急変等の緊急時には、マニュアルに沿い、速やかに家族や医療機関等へ連絡し、適切な対応を行う。

ウ入浴

利用者の個別の心身状況に応じた入浴形態(一般浴槽、特殊浴槽)、希望(同性・異性介助等)、健康状態等を確認し、アセスメントの上、シャワー浴や清拭、個別浴槽等の多様な対応を行い、安心快適な入浴を提供するとともに、自立を目指した支援の実施を基本とする。

業務マニュアルに基づき、浴室での事故防止を徹底し、さらに、浴室、脱衣室の環境整備にも努め、入浴の時間などの希望にも可能な限り柔軟に対応する。

エ アクティビティサービス (クラブ活動)

利用者のやる気ややりがいに繋がり、デイサービスの利用が楽しく、かつ満足感や生きがいが得られるよう、心身機能の維持・向上のための趣味活動や小グループの活動、集団でのレクリエーションを提供するとともに、認知症進行予防の脳トレなど多様なメニューに取り組む。

また外部ボランティアによる趣味活動を取り入れるほか、『行事計画』に沿って季節を感じられる催しや外出活動を提供する。

オ 個別機能訓練

利用者の生活機能の維持及び向上を目指し、機能訓練指導員や生活相談員等、多職種の協働により、個々の利用者の心身状態や生活状況をアセスメントし、具体的な目標、個別機能訓練内容(歩

行・起立訓練、段差昇降訓練、転倒予防訓練、拘縮予防訓練等)を設定した個別機能訓練計画書を 作成する。

また、利用者・家族と居宅介護支援事業所との間で適切に情報共有を行い、効果的かつ参加意欲が向上するものとなるよう努める。

カ 食事サービス

利用者がバランスの良い食事を安全に摂取でき、食事への楽しみが持てるように、管理栄養士や 給食委託業者と連携をとり、利用者の身体状況や嗜好に応じた食事を提供する。食器を工夫するな ど、美味しく召し上がっていただくよう配慮し、適時適温の配膳により提供する。

季節を感じられるような食事内容、また行事食を提供する。

キ介護

(ア)排 泄

利用者の自立を支援する介助、身体状況に応じた介助を行うとともに、プライバシーに配慮した関わりを行っていく。

(イ) 口腔ケア

食事の際には、誤嚥・窒息などの事故に十分注意した上で、見守りを行い、利用者の口腔内の 状態を適切に保てるよう、食前の嚥下体操及び食後の口腔ケア(うがい、歯磨き、義歯洗浄)等 を必要に応じて実施する。

(3) 事業所別特記事項

ア 小樽(デイサービスセンターはる)

- (ア) 1日平均40名の利用以上(稼働率80%以上)を目標とする。
- (イ) 新型コロナの影響により、今まで自粛していた外食、外出レク(サクランボ狩りや祭りなど) や買物援助(買物レク、セブンイレブン、町内のパン屋の施設内販売)など、本来の利用者ニー ズに沿ったメニューを積極的に展開していく。
- (ウ) 新たな試みとして外部のパーソナルトレーナーや柔道整復師、さらには歯科衛生士という専門家による講座や実技指導を取り入れ、利用者の体づくりや口腔衛生といった新たな利用者ニーズにも対応していく。

イ 小樽 (デイサービスセンターはる小樽稲穂)

- (ア) 1日平均36名の利用以上(稼働率80%以上)を目標とする。
- (イ) コロナ禍により、限定的となっていた外食・買物・散歩等の外出レクを、街中にある事業所と しての特色を最大限活かし、「はるカフェ」も利用しながら、積極的に行っていく。
- (ウ)利用者がカリキュラムに飽きないよう、アクティビティ、レク等に新たな企画を取り入れる。

ウ 発寒 (デイサービスセンターはっさむはる)

(ア) 1日平均36名の利用以上(稼働率90%以上)を目標とする。

目標達成に向けて、自居宅との連携や地域・居宅介護支援事業所に向けた活動内容の発信を積極的に行い、新規利用者(体験利用)を獲得する。月の体験利用者数を増加(目標8名)させ、体験利用の契約率を70%以上(例年は約55%)とするよう、ニーズを細かく把握・分析し、スピード感を持って担当居宅へ報告を行うなど取り組んでいく。

- (イ) 広い館内を利用した歩行運動を「はるの健康づくり」と位置付け、また、健康食などの健康メニューも充実するほか、個別機能訓練の参加者の増加、飲食を伴った外出レクの再開に向けて 積極的に取り組み、楽しみのあるデイサービスを目指す。
- (ウ)職員の業務負担軽減に向けて、介護アシスタントとの業務分けや I C T の活用など業務の見直しを行うとともに、管理職と職員のコミュニケーションを大切にし、職員の要望や日頃の思いを聞く機会を設け、働きやすい職場づくりを行い、離職者防止に努める。
- (エ)職員の資質向上に向け、日々のケア展開のなかでの指導や定期的な学習会、外部研修への参加 を積極的に行うことで、次世代に向けた人材の育成を行っていく。

エ 発寒 (デイサービスセンターはる北 17条)

- (ア) 1日平均33名の利用以上(稼働率82.5%以上)を目標とする。
- (イ) 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ等感染症への対策や生活環境の清潔保持など、 「標準予防策」を実践し、安全安心なサービス提供できるように努める。
- (ウ) 法人内で決めた感染症対応を取りながら、外食行事を再開する。
- (エ) 外部ボランティア、実習生の受け入れを積極的に行う。
- (オ) 定員を35名から40名に増やすことで、新規、振替利用、追加利用を柔軟に受け入れる。

オ 藤野 (デイサービスセンターらいらっく)

- (ア) 1日平均36.8名の利用以上(稼働率92%以上)を目標とする。
- (イ)職員一人ひとりが職務に対する責任と主体性を持ち、協力し合い利用者のニーズに応えられるよう関わっていく。
- (ウ) 感染症等の発生があっても拡大させない工夫に努め、家族、居宅介護支援専門員、各関係機関 との連携を密に行うなかで、利用者の安全に努める。

カ 藤野 (デイサービスセンターはる清田)

- (ア) 1日平均32名の利用以上(稼働率80%以上)を目標とする。
- (イ)目標達成のため、「売り」である各種外出レク、イベントや外部講師による趣味活動など利用者が楽しめるメニューを企画し、利用者だけではなく居宅の介護支援専門員に対して、「毎日通えるデイサービス」をアピールしていく。

新規利用者獲得に向けては、介護支援専門員に信頼を得る事業所を目指し、営業活動を丁寧 に継続して取り組んでいく。

- (ウ) 働きやすい職場づくりのため、年2回の職員の面談、業務の見直しを行い、良好なチームワークの形成を目指す。また、法人研修や外部研修等の参加の機会を多く持ち、次世代に向けた人材の育成を行っていく。
- (エ)業務効率化のため、清田区内のサービス事業所間で行われている「ケアプランデータ連携システム」やビジネスチャットの情報連携を自居宅と連携して積極的に行い、ICT 化を進める。
- (オ)拠点の所管移行に伴い、藤野拠点との関係性を構築し、稼働向上を始め、サービスの向上を目指していく。

(4) 事業所別行事計画

		赤岩 DS		稲穂 DS		発寒 DS
月	内容	レクリエーション・クラブ活動	内容	レクリエーション・クラブ 活動	内容	レクリエーション・クラブ活動
4月		・月2回買物レク	花見	・刺し子、さをり	外出レク	・集団レクリエーショ
4 /1	- 桜ドライブ	・セブイレイレブン	10兄	・脳トレ、頭文字クイ	(買い物)	ン(ボッチャ、モルッ
	り 外出レク	移動販売		ズ、部首の漢字あて	お花見	ク、カラオケ等)
5 月	γщν	・週2回音楽療法	子供の節句	ゲーム、	(近所の公園	・集団体操(カラオケ
		・カラオケ		・ボッチャ、もるっく	ヘドライブ)	DAM 機器)
6月	父の日	・運動クラブ	藍染	・茶道クラブ	はる周辺散歩、	・趣味活動 (塗り絵、脳
0 /3	XWI	・麻雀	盖木	・ふまねっと	外出レク	トレーニング、麻雀、
7月	祭り見学		夏祭りレク藍	・巨大ジェンガ、旗揚	はる周辺散歩、	囲碁、将棋、オセロ)
7 /3	示り元子		染	げゲーム、トランプ、	外出レク	・クラブ活動(大人の
8月	お盆・納涼祭		藍染	百人一首、かるた	夏祭り(盆踊	折り紙、レジン、フラ
0 /3	45皿 附3/小示		监术		り、納涼祭)	ワーアレンジメン
9月	敬老会、		敬老会		敬老会、	ト、ふまねっと、さを
3 /3	ブドウ狩り		1)X E Z		出前レク	り織り、書道、園芸)
10 月	運動会		紅葉狩り		運動会、	・はるの健康づくり
10 /3	建轫五		紅来がり		外出レク	(健康食・館内散歩・
11 月	外出レク		世代間交流会		文化祭	認知症予防)
117	ЛШГЛ		世刊用文加云		(作品展示)	
12 月	クリスマス会		クリスマス会		クリスマス会、	
12 /7	ノリハマハ云		ノリハマハ云		年忘れ会	
	餅つき、		正月レク、		新年会、	
1月	している。 している。 している。		がつき		冬の装飾品作	
	以衣のノクラ		FI 7 C		り、神社訪問	
2月	節分		節分		節分	
3 月	ひな祭り		ひな祭り		ひな祭り、	
3 /7	しる示り		ひる示り		外出レク	

月	北17DS		藤野 DS		清田 DS	
Д	内容	レクリエーション・クラブ 活動	内容	レクリエーション・クラブ 活動	内容	レクリエーション・クラブ 活動
4月	出前食事会	・チーム対抗運動レク	花見外出	・集団体操	外出レク	・さをり織り
4 /1	山削及争云	リエーション	化兄外山	(ラジオ体操・月毎の	(デザート)	・はる Fit
	*\## FI	・個人対抗運動レクリ		体操・口腔体操等)	お花見ドライ	・カラオケ
5月	お花見	エーション	母の日、滝野	・脳トレーニング	ブ	・手芸
6 月	外出レク	・おやつ調理レク	運動会、父の日	・レクリエーション活	お食事ドライ	・大人の折り紙

	(ドライブ)	・趣味活動		動	ブ	・塗り絵
7月	外出レク	(塗り絵、スクラッ	ラベンダー鑑	(ふまねっと、ス	お食事ドライ	・おやつ作り
/ 月	(食事)	チアート、貼り絵、	賞	カットボール、段	ブ	・脳トレ教室
0 0	夏祭り(盆踊	大人の折り紙、麻	夏祭り、	昇降運動、ボッチ	五炒 □	・ふまねっと
8月	り、縁日)	雀、囲碁、将棋、レ	藻岩山	ャ等)	夏祭り	・パン販売
0. []	外出レク	ジンアクセサリー	敬老会、	・外部ボランティアに		・ケータリングラーメ
9月	(果物狩り)	作り、フラワーアレ	羊ヶ丘	よる音楽・演芸鑑賞	秋のドライブ	ン、実演寿司
10.5	外出レク(紅葉	ンジメント、俳句ク	紅葉、	・カラオケ、書道、ちぎ	The 18 = 7 = 8	
10 月	ドライブ)	ラブ、脳トレーニン	開設記念日	り絵	秋のドライブ	
11 月	出前食事会	グ)	イチョウ外出		寿司実演	
		・書道、ペン字			クリスマス会	
10.0	5 U = A	・音楽クラブ	6 II ^		しめ縄作り	
12 月	クリスマス会		クリスマス会		スライドショ	
					_	
1. [新年ビンゴ大		正月レク、		* <i>F</i> ^	
1月	会		餅つき		新年会	
2 🗆	在 八		豆まき、		な ハ	
2 月	節分		雪像作り		節分	
2 8	7) + 20 11		ひな祭り、年度		ひな祭り茶話	
3 月	ひな祭り		末ビンゴ大会		会	

(5) 事業所別職員会議

ΕZΛ	△詳由☆	開催日時					
区分	会議内容	赤岩 DS	稲穂 DS	発寒 DS	北 17 条 DS	藤野 DS	清田 DS
新規利用判定会議	地域、介護度、ニーズ、空 き曜日、特浴、送迎の状況 をみて、サービス提供プロ グラムの検討を行う	適宜	適宜	随時	随時	適宜	随時
朝・夕 ミーティング	当日利用者の出欠、利用状況の確認を行う	毎朝 8:30~ 毎夕 17:10 ~	毎朝 8:30~ 毎夕 17:10 ~	毎朝 8:30~ 毎夕 17:10 ~	毎朝 8:30~ 毎夕 17:00 ~	毎朝 8:30~ 毎夕 17:10 ~	毎朝 8:30~ 毎夕 17:00 ~
デイサービス会議	業務の見直しの検討を行う	適宜	適宜	第1木曜日	月1回	月2回	月1回
行事会議	翌月の見直し等の検討を行う	適宜	適宜	デイ会議と同一日に	デイ会議と同一日に	適宜	月初め不定
ケア カンファレンス	認定期間のサービス内容の 評価を行う	適宜	適宜	第2水曜日 第3水曜日	更新月	適宜	随時
給食会議	行事食、おやつレク、日々	月1回	月1回	第1水曜日	年6回	第1火曜日	年6回

	のメニューについての検討			第2火曜日			
	を行う						
	係長級以上により、拠点事						
電景 ○詳	業所の運営状況や情報交	笠 2 小甲口	年 2 北 即口	第3木曜日	笠 2 十曜日	笠 2 小曜日	
運営会議	換、拠点内の課題等の協議	第3水曜日	第3水曜日		第3木曜日	第3火曜日	
	を行う。						

4 認知症対応型通所介護

(1)基本方針

利用者が住み慣れた自宅や地域で、社会との繋がりを大切に生きがいや楽しみある生活を送ることが出来るように、地域包括ケアシステムに基づいた認知症ケアの実践を目指す。

また、利用者の人生を知り、心に寄り添ったケアを展開することで、認知症状が何故生じるのかを 的確にアセスメントするとともに、根拠を持って認知症ケアを確立していく。

1日平均7.8名の利用以上(稼働率65%以上)を目標とし、利用者確保のために、積極的に病院や他法人のデイサービスに営業を行うとともに、認知症高齢者への専門的なサービス提供という点について、暖力フェの「認知症カフェ」などを活用しながら、地域への周知に積極的に取り組む。

(2) 事業(サービス) 内容

ア送迎

「3 通所介護」と同

イ 健康管理

「3 通所介護」と同

ウ入浴

「3 通所介護」と同

エ アクティビティサービス (クラブ活動)

利用者の満足感や生きがいが得られ、心身機能の維持・向上が図られるように、それぞれの利用者のニーズに合わせて集団機能訓練、個別趣味活動、小グループの活動、集団でのレクリエーションを利用者の心身状況を踏まえ、提供する。

また、ユニット内で他利用者とのコミュニケーションをとる中で、楽しみをもって過ごすことが 出来るよう配慮していく。各種ボランティアの受け入れや外出行事は、法人内で決められた新型コ ロナウイルス感染症対策をとりながら安全に対応していく。

オ 個別機能訓練

利用者の生活機能の維持及び向上を目指し、機能訓練指導員や生活相談員等、多職種の協働により、認知症予防の観点も含めて心身状態や生活状況に応じた具体的な目標を設定し、個別機能訓練内容の適切なプログラムを作成する。利用者・家族と居宅介護支援事業所との間で適切に情報共有を行い、在宅生活が長く維持できるよう配慮していく。

カ 食事サービス

利用者がバランスの良い食事を安全に摂取でき、食事についての楽しみが持てるように、管理栄

養士や委託業者と連携をとり、利用者の身体状況や嗜好に応じた食事を提供直前に調理する、食器 を工夫するなど、美味しく召し上がっていただくよう配慮する。

キ介護

(ア) 排 泄

利用者の自立を支援する介助、身体状況に応じた介助を行うとともに、プライバシーに配慮した関わりを行っていく。

(イ) 口腔ケア

食事の際には、誤嚥・窒息などの事故に十分注意した上で、見守りを行い、自力摂取が困難な利用者には職員が介助を行うとともに、利用者の口腔内の状態を適切に保てるよう、食前の嚥下体操及び食後の口腔ケア(うがい、歯磨き、義歯洗浄)等を必要に応じて実施する。

(4) 行事計画

月	内 容	レクリエーション・クラブ活動
4 月	畑起こし、野菜や花の種植え	午前活動
5月	桜ドライブ	○脳活性化リハビリ
6月	父の日	・学習療法(音読、計算、漢字)
7月	祭り見学	・パズル
8月	お盆・納涼祭	・習字(書写)
9月	敬老会・ブドウ狩り	○朗読会・回想法
10月	運動会	午後活動
11月	紅葉ドライブ	○歌の会
12月	クリスマス会	○カラオケ、カルタ ○ VZ 51 ・ / (
1月	餅つき・仮装カラオケ	○運動レク(ボール遊び・輪送り等)
2月	節分	趣味活動
3月	ひな祭り	・将棋・オセロ・トランプ・園芸(夏季)・手芸、工作・調理など

※ 職員会議は、「赤岩DS」と合同で実施

5 居宅介護支援

(1)基本方針

要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、そして選択に基づいた適切な保健、医療、福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるべく配慮する。

なお、居宅介護支援サービスを実施するにあたっては、関係市町村、サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利

用者の立場に立って、保険サービス等が特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう公正 中立な業務に努める。

(2) 事業(サービス) 内容

ア 相談体制

電話や訪問など、相談者が相談しやすい手段を用い適切に対応する。緊急の場合にも適宜対応ができるよう、24時間の連絡体制を整備する。

イ 課題分析

心身の状況や生活環境(住宅環境、介護者の状況など)、意向等を確認し、自立した生活が出来るよう、解決すべき課題を把握、分析する。

ウ 居宅サービス計画書の作成

課題分析結果に基づき、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した居宅サービス計画書を作成する。計画作成にあたっては、特定のサービスや事業所に偏ることがないよう公正中立な計画を立案する。

エ サービス担当者会議

当該計画に対して専門的な見地から意見を求めるため、計画に位置づけたサービス担当者等を招集しサービス担当者会議を開催する。

オ モニタリング

居宅サービス計画書の目標に沿って支援が提供され効果が表れているか、月1回以上の居宅訪問に加え、電話等の方法により、利用者の心身状況や生活環境等の評価を行うとともに、サービス事業者等の計画実施状況の把握を行う。

カ 居宅サービス計画書の変更

居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断 した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更する。

キ 介護保険施設への紹介

居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は介護保険施設への入所等を希望する 場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(3) 事業所別特記事項

ア 小樽 (居宅介護支援事業所はる)

(ア) 赤岩地区と稲穂地区の統合に伴う対応

赤岩地区と稲穂地区の統合によって、これまで築いてきた関係機関とのネットワークが縮小 しないよう、小樽市内広域にわたる支援に努めていく。

(イ) 医療機関との関係構築

病院の在院日数短縮化に伴い、医療ニーズの高い要介護者が増えていることから、医療機関との信頼関係を構築し円滑な支援に努めていく。

イ 発寒(居宅介護支援事業所はっさむはる)

(ア) 事業運営への取り組み

ここ数年、要支援者数の占める割合が多い状況であることから、自立支援や重度化予防の専門

性向上を図るため、勉強会や研修に積極的に参加するとともに、介護予防への取り組みとしての 広報活動や認知症カフェ「暖カフェ」の活用により、地域の相談窓口としての機能を強化する。 稼働維持のため、相談先として少ない医療機関へのアプローチを行う。特に、訪問診療に対し て当事業所の取り組みや特色を周知することで、相談件数を増やすとともに、安定的な稼働に繋 げていく。

(イ) 人材育成、ICT の推進

個々の経験年数や能力に応じて、法人内外での活躍の場を与えることで、人材育成とやりがいのある職場つくりに取り組む。担当者会議の開催などICTを活用する場を増やすことで、ICTのさらなる推進と定着を目指す。学びを通して、介護負担の軽減や入所事業とも連携をしていく。

(ウ) 関係機関とのネットワークの構築

他居宅介護支援事業所との事例検討や研修を通して、個々の専門性の向上を図るとともに、 西区内社会福祉法人の居宅介護支援事業所とは、BCP に基づいた研修や訓練(シュミレーション)を開催することで、災害等が発生した場合のネットワークの構築を目指す。

ウ 藤野 (居宅介護支援事業所らいらっく)

(ア)業務の標準化

事業所内のICT化を推進することで更なる効率化を目指し業務の負担軽減と標準化に努める。

(イ) 利用者の意思を尊重した視点

利用者の立場や視点に立ち、本人の意思を尊重し家族等の想いに寄り添いながら、その人らしい日常生活を送るための支援を行うことを目指す。

(ウ)情報共有

法人内事業所にとどまらず、地域の関係機関との情報共有に努め、個々の抱える課題解決に向けて、よりよい選択が出来るように取り組む。

エ 藤野 (居宅介護支援事業所はる清田)

(ア) 徹底した業務改善

居宅介護支援運営基準に則った業務とケアマネジメントの質をさらに向上させるために、課題を共有するなど、職員や事業所間の情報連携を強化し、計画を立てて業務を改善していく。ITが必要な場合は積極的に活用し、労力を最小限に抑えながら最大限のパフォーマンスを引き出す環境づくりを目指す。

(イ) 働きやすい環境の確保

感染症発生時や困難事例、業務が重なる場合はケアマネ業務のサポート体制を整えるため、職員間で利用者の状況を常に共有し、事業所としてサービス支援が滞ることなく、職員の負担軽減となるよう、職員間のコミュニケーションを密にし、働きやすい職場づくりを目指す。

(ウ) 安定した事業運営

地域のニーズに応えるため、併設デイサービスと協力し、地域のケアマネや他のサービス事業 所との連携を強化し、清田拠点の評判を高め、利用者数を増やし安定した事業運営を実現できる よう努める。また、清田区の介護事業所として、地域に貢献することを目指していく。

(4) 事業所別職員会議

区分	会議内容	開催日時				
区历	五 磯門台	小樽	発寒	藤野	清田	
朝・夕 ミーティング	ケース報告相談、社会資源など情報共有	毎日	なし	なし	朝のみ実施	
居宅会議	業務相談・学習会	第3木曜日	毎週水曜日	毎週金曜日	毎週木曜日	
運営会議	係長級以上により、拠点事業所の運営状況 や情報交換、拠点内の課題等の協議を行 う。	毎月 第3水曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第3火曜日	

6 認知症対応型共同生活介護

(1)基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響で自粛していた利用者が「自分らしく生きる」ための活動を積極的に推進していく。

業務の平準化や効率化、ICTの活用により職員の業務軽減を図り、安定した職員の確保に努めるとともに、職員の非正規化などを進める中でもサービスの質の確保に努め、収支バランスの取れた運営の安定化を図る。

(2) 事業 (サービス) 内容

ア ケアの専門性

アセスメント、ケアプランの作成及び実践、評価に係る一連の介護過程において、利用者一人ひとりの思いや特性に応じた質の高いケアが展開出来るよう、多職種との連携を深め、利用者の尊厳に配慮した、日常生活に支障をきたさないケアに努める。

新たな認知症介護について、学ぶことができる場である内外の様々な研修に職員を参加させ、スーパービジョンの知識を持ち、ケアの質を高め利用者のQOLの向上を常に考えていく。

個々人が前年度の自己評価をもとに、課題を見つけ、目標の設定、実践、評価を行う中で、一人ひとりが、思いやりのあるケア、丁寧なケアを行うための常識的な考えを身につけて、各ユニットのチームワークの向上を目指す。

イ 基本的な生活介護

旬の食材を取り入れた食事メニューの提供のほか、盛り付けや調理にも工夫を凝らし、利用者 個々に合わせた食事形態、摂取方法、嗜好をふまえた取組を行っていく。

入浴及び整容は利用者が安全かつ快適に清潔が保持できるように、身体状況に合わせた対応を 行う。排泄は利用者の尊厳とプライバシーに十分配慮したうえで、適切な介助を行う。

ウ 地域交流

地域における各世代のニーズを把握し、グループホームが楽しみのある場、地域の人々の繋がる場として認識され、地域の一員となれるよう検討する。

感染予防を徹底しながら地域のひろば(だかし屋・レンタルルーム・はる文庫・サロンはる)、 認知症カフェ(暖カフェ i n あかいわ)再開する。

工 健康管理

利用者の健康状態の確認のため、バイタルチェックや日々の生活の様子の観察(表情、食事・水 分の摂取状況、排泄状況、皮膚状況等)、体重測定等を実施。看護職員を中心として、健康状態を 把握し、身体異常・変化の早期発見や医療機関と連携し、利用者の体調の安定、改善に努める。

オ 看取りケア

「自分らしく最期を迎える」を大事にし、日々のケアをいかに充実させるかを考え、家族と尊厳 ある死を共有し丁寧な説明を行う中で、看取りケアを行っていく。

(3)行事計画

月	内 容	行事食
4	開設記念(20 周年)	
月	婦人部会合	開設記念献立
5 月	お花見、端午の節句 婦人部:会合・東屋花植え活動 春のお茶会	お花見弁当、端午の節句料理
6 月	日帰り旅行(家族参加) ドライブ 婦人部:会合・小旅行	外食(出前)パンバイキング
7	ドライブ	土用の丑の日、ジンギスカン、
月	婦人部:会合・ジンギスカン炊き出し	外食(出前)
8	焼き肉パーティー(家族交流会)	七夕献立、焼肉
月	七夕まつり、盆踊り	10夕献立、焼肉
9 月	お月見、敬老会、彼岸祭、ドライブ	お月見・お彼岸献立 敬老祝膳、外食(出前)
10	紅葉狩り、ドライブ 婦人部:会合・作品作り他 秋の味覚祭り ハロウィーンパーティー	紅葉狩り弁当 味覚祭り (スイーツバイキング) ハロウィーンスイーツ
11 月	ドライブ 婦人部:長寿を祝う会	鍋料理、手打ちそば、出張寿司
12	餅つき、クリスマスパーティー、大掃除	クリスマス献立、ケーキバイキング、
月	婦人部:会合・忘年会	年越し献立
1 月	お正月	おせち、お寿司パーティー
2 月	節分、雪あかり 婦人部:会合	節分献立、中華バイキング

3	ひな祭り、彼岸祭	7) 4、祭 (1 献立
月	婦人部:桜餅作り、会合・報告会	ひな祭り献立、お彼岸献立
	・誕生会(該当者のいる日)	・誕生会食(該当者の好み献立)
	・地域での戸外活動	・季節の旬の食材を取り入れた献立
毎	・手芸等の趣味活動	・健康食(十六雑穀など)
月	・季節を感じられる環境作り	・スウィーツワゴン
随	・音楽療法(毎週金曜日)	
時	・花、野菜作り	
	・手織り工房はる(小物販売)	
	・だがし屋はる販売	

(4) 職員会議

区分	会議内容	開催日時
朝・夕	利用者の体調や状況確認等を行う	毎朝9時15分~
ミーティング		毎夕17時00分~
ユニット会議	ユニットの課題について、各ユニット職員で協	随時
(各ユニット開催)	議を行う	次色 4寸
ケアカンファレンス	 認定期間のサービス内容の評価を行う	月1~2回
(各ユニット開催)	応定利用のケーこへ内合の計画を11 ケ	Д 1 . 9 Z Ш
リーダー会議	GHの介護現場での課題について、リーダー職	随時
リーダー 云祇	員以上で協議する	次 10 元
グループホーム会議	GHにおける課題について多職種で協議	随時
行事委員会	翌月の行事見直し等の検討を行う	随時
交流会議	交流事業について協議を行う	随時
入所判定会議	入所となる利用者順位について、協議を行う	適宜
婦人部会	婦人部会開催について協議を行う	随時

7 軽費老人ホーム (ケアハウス)

(1)基本方針

自立支援・介護予防の視点に立ち、利用者自身が自らの健康を管理し、地域での生活を自分らし く、生きがいを持って継続出来るよう支援する。

高齢者を取り巻く問題が多様化、複雑化しているが、ケアハウスは老人福祉法に基づいた社会福祉施設としての責務を自覚し、地域社会の中で困難を抱える高齢者の受け皿となり得るよう関係機関との協力連携に努め、職員各々が専門性を持って相談援助サービスを提供できる体制と環境の整備に努める。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行を受けて、自粛していた活動も安全に配慮しつつ日常生活の中に取り戻すことを目標に取り組む。ただし、利用者の生活への志向性、価値観、趣味嗜好も大きく様変わりしていることを念頭に、漫然とコロナ前に回帰するのではなく、これからの利用者像

に適したサービスのあり方を模索し、再構築に努める。

(2) 事業(サービス) 内容

ア 食事の提供

1日3食、利用者の健康に配慮した食事を食堂で提供するが、医師の指示のある時は、指示内容に応じた療養食など特別な食事の提供を行い、利用者の体調管理を支援する。また、嗜好調査を行い、利用者の好みに対応した食事の提供に努める。安全な食事の提供に資するため、感染症や食中毒に関する研修を行い、安全安心な食事提供を目指す。

イ 入浴の準備

入浴(シャワー浴を含む)出来る機会を毎日提供し、浴室や脱衣場を清潔に保ち、気持ちよく入浴出来る環境を提供する。また、利用者の心身機能の変化に留意し、一人での入浴に不安が生じた場合は外部サービスの導入を利用者と相談し、安全に入浴出来るよう支援する。

ウ 余暇活動の支援

利用者が健康で明るく過ごすことができ、介護予防に資するクラブ活動やレクレーション活動を企画立案し、参加の機会を提供する。企画立案にあたっては、利用者の趣味や要望をアンケート等で把握し、利用者個々が自発的かつ自主的に参加出来るよう支援する。

エ 健康管理

利用者が自らの健康管理に役立てられるよう、週に1回、職員による健康チェック(バイタル測定と記録)を実施し、利用者の体調の変化を早期に発見出来るよう努める。それらの情報は家族やかかりつけ医療機関、サービス事業者等と共有し、連携して利用者の健康保持や疾病の予防に取り組むほか、年に1回所定の医療機関で健康診断を実施する。

オ 生活相談と助言

日々の申し送りの中で職員間での情報の共有化を図り、専門職の視点に立って適切な相談援助サービスの導入、提供が出来るよう努める。また、年に1回生活アンケート(面談方式)、2ヶ月に1回入居者懇談会を行い、利用者の要望や生活課題の把握に努める。課題の内容によっては、家族やサービス事業者等と連携し、課題解決のための支援を行う。

カ 緊急時の対応

職員は日常的な利用者の健康状態の把握に努め、事故や身体等の急変時に適切な対応が取れるよう基礎的な医学知識や救護対応などの習得に取り組み、夜間休日の緊急時には待機職員によるオンコール体制で対応する。

(3)行事計画

月	内容	行事食
4 月	お茶会・お花見ドライブ	昭和の日
5 月	地域ボランティア清掃・交流菜園(開始)	憲法記念日・子供の日・みどりの日
6 月	運動会	運動会
7月	交流菜園	小樽祭り(住吉神社例大祭)
8月	七夕花火大会・交流菜園収穫祭	七夕・お盆

9月	敬老祝賀会・お彼岸おはぎ作り	創立記念日・敬老の日・秋分の日
10月	紅葉ドライブ・芋もち作り	
11月	文化祭	文化の日
12月	クリスマス会・餅つき	冬至・クリスマス・年越し
1月	新年会	三が日(おせち料理)・七草粥・
1月	利十云 	鏡開き・成人の日
2月	豆まき・雪あかりの路	節分
3 月	ひな祭り・お彼岸ぼた餅作り	ひな祭り・春分の日
月例	誕生会・ビデオ上映会・お楽しみ入浴	
	買い物ツアー・入居者懇談会(偶数月)	

(4) 職員会議

区分	会議内容	開催日時
朝・夕	ケース報告相談、社会資源など情報共有	毎朝 9 時 30 分~
ミーティング	クース報告伯談、任云貝派など開報共有	毎夕 16 時 30 分~
行事・給食会議	月々実施される行事や提供される食事についての協議	毎月第1火曜日10時30分~
ケアカンファレンス	利用者情報・提供サービス内容について協議	随時
入所判定会議	入居となる利用者の順位等について、ケアハウス職員を中心	新規入居発生時 随時
八川刊上五誐	とし協議	机烷八凸 先 土 时)

8 地域包括支援センター

(1)基本方針

行政、企業・団体、地区組織など様々な機関や幅広い世代の住民等が協力し、誰もが住み慣れた 地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と福祉の連携を図り、地域包括ケア体制の構築に向け て事業に取り組んでいく。

地域活動や介護予防ケアマネジメントを通じて地域住民や利用者の意向を確認し、関係機関と情報共有を図りながら、介護予防に必要な取り組みや高齢者がいつまでも健康的に住み続けられる支援の充実を行っていく。

感染症、非常災害、急な人員減などいかなる時も事業継続ができるよう、ICT 化など業務改善、 法人内の他事業所との協力などを積極的に行い、センターの基盤の再構築に取り組み、離職防止や 人材確保となるようライフワークバランスの充実を図る。

予防プランについてはセンター長30件以下、専門職40件以下、フレイル改善マネジャー20件以下、予防支援担当職員78件以下(再委託を除く)とし、収入の確保に取り組む。

(2) 事業(サービス) 内容

ア総合相談支援事業

地域に住む高齢者の様々な相談の受付、情報収集や訪問などによるアプローチを行い、関係機

関と調整するなどして支援に繋げる。緊急性の高いケースについては、センター内での検討及び関係機関と連携し、インフォーマルサービス支援の活用など早期解決に向けた支援をしていく。

イ 権利擁護の普及・啓発

消費者被害や成年後見制度などの情報を広報誌の発行や研修の開催を通じて、地域住民や介護 保険事業者に権利擁護の普及・啓発を図る。

認知症に対する理解や偏見をなくすため、地域住民等や介護保険事業者を対象とした認知症サポーター養成講座の開催するほか、研修受講者に対してはフォローアップ研修やボランティア登録などの活動を支援する。地域の未受診・サービス未利用の認知症高齢者に対しては、認知症初期集中支援推進事業の活用を進める。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(ア) 居宅介護支援事業所・介護支援専門員との連携

地域の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の事業所全てを年1回訪問し、それぞれのニーズ把握を行い、研修会や交流会など包括的・継続的ケアマネジメントが実践できる支援を行う。

地域の介護支援専門員の実態やニーズの把握を行い、意見交換の場の設定や研修会、さらには 事例検討会の開催など、介護支援専門員の取り組みを支援するとともに、実践力向上となるよう 地域の主任介護支援専門員と連携し取り組んでいく。

(イ) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメントマニュアル等に基づき適切なアセスメントを行い、多様な地域の 社会資源を活用し、目的志向型の計画を作成していく。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務を適正に行うため、年2回の自己評価及び管理者によるケアプラン点検を実施し、適正なケアマネジメントに努める。

(ウ) 介護予防支援

介護予防推進、フレイル予防のための活動として予防センターや関係機関と協働し、住民を対象とした健康講話を実施する。また、地域住民が主体となり介護予防の取り組みが実施出来るよう関係機関との連携を図る。

エ 「フレイル改善マネジャー」の配置(札幌市のモデル事業)

年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすく、健康と要介護の間の虚弱な状態(フレイル状態)が疑われる方の自立生活の継続を促すため、フレイル改善マネジャー(専門職員)を配置し、未利用者のアセスメントや必要な介護予防事業についての情報提供や利用支援等を行う。今年度は札幌市のモデル事業として、1名のフレイル改善マネジャーを配置し取り組む。

(4) 職員会議

区分	会議内容	開催日時
ミーティング	ケースの共有、予定の確認と共有	毎朝 8時30~
センター内会議	前月の相談状況共有、未利用者や虐待ケース共有、区等の会議報告	第2火曜日 15時00分~
専門職会議	専門職毎や地区毎活動報告、今後の活動予定	第2火曜日 16時00分~

用がくま	係長級以上により、拠点事業所の運営状況や情報交換、拠点内の課	<i>™</i> 2 ⊥ □ □	10 0+ 20 //
運営会議	題等の協議を行う。	弗 3 不唯日 	18 時 30 分~

9 コミュニティケア事業

(1)基本方針

「個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する」といったノマド福祉会の事業目的に沿って、高齢者や障がいのある方、子ども等を含む全ての人々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち活躍できる地域づくりを進めるため、「暖カフェ」 (小樽市サンモールー番街) において様々な活動を行う。

令和5年度に整理、リスタートした事業をさらに充実させ、「暖カフェ」に多くの方々が集うことができる場所とする。

サンモール一番街の行事等に積極的に参加し、地域の活性化、賑わいに寄与できる活動を行う。

(2) 事業(サービス) 内容

ア こども食堂

(ア) 事業内容

食材、資金は、生産者や企業等からの寄付などで賄うことを原則とし、「暖カフェ」において 夕食(夏休み等長期休暇期間における昼食含む)や、「孤食」対策として子どもたちが食の大切 さを理解し、大人数で食べる経験や、様々な人との交流できる楽しみの場を提供する。

子どもが自由に遊ぶことができる場所を用意し、食事など親もゆっくりできる「寛ぎの時間」 の確保や親子で利用することによる、親同士の交流やボランティア、障がいのある方、子どもか ら高齢者まで誰もが集い、交流できる場の提供を行う。

(イ) 対象者及び実施回数等

食事提供を必要としている子ども(高校生まで)と親のほか、ひとり暮らしや孤食の地域住民等を対象とし、食事代は無料(大人は1食300円)で提供する

昨年度の月2回(2週に1回)から月4回(毎週)に実施回数を増やし(【毎週金曜日15:00~19:00】保護者の迎えを前提)、利用者のニーズに応えるほか、小中学校の長期休暇期間は、さらに実施回数を増やし、昼食も提供する。

なお、地域住民のニーズ(利用希望者の増加など)を把握し、必要に応じて実施回数の変更や イベントの実施、学校行事への参加協力等に取り組む。

イ 認知症カフェ

(ア)事業内容

お茶やお菓子を自由に飲食しながら、認知症当事者、家族等の身近で関心のあるテーマに沿った専門職の講話や当事者、家族、地域住民などあらゆる人が自由に会話、交流する場所とし、特に、法人内の認知症デイサービスやグループホーム、居宅介護支援事業所と連携し、介護職員や

ケアマネージャーなどの専門職が、これまでに培った専門知識や支援スキルを地域住民に提供 する機会を多く設定する。

また、開催時には、社会福祉士、介護支援専門員などの専門職が、利用者の相談に応じるほか、相談者の状況に鑑み、関係機関等への紹介、情報共有も行う。

(イ)対象者及び実施回数等

認知症当事者、家族のほか、地域住民を対象とし、参加費250円(ドリンク・おやつ代)で 月1回(第2水曜日10:30~12:30)、5名程度の参加者を見込み、実施する。

なお、「認知症カフェ」というネーミングでは参加しづらいという要望もあり、「共生カフェ」の一部として実施する。

ウ 共生カフェ

(ア) 事業内容

特定の方ではなく、地域住民の方々が気軽に立ち寄ることができる居場所として、コーヒー等を安価で提供し、職員との会話や来店者同士の交流を楽しむ場所とする。

また、カフェ前スペースもコミュニケーションの場とし、地域住民や観光客(外国人観光客含む)が足を止めることができるよう工夫しながら、様々な方々が集う趣向を企画する。

(イ) 実施回数等

「こども食堂 | 及び「認知症カフェ | の実施を優先して、平日に行う。 (原則 13:00~15:00)

工 地域活動支援事業

(ア) 事業内容

地域で活動する福祉等の関係機関・団体などが市民の福祉向上に繋がる活動(障がい者就労支援事業所の弁当や作品の物販等)を行えるよう、法人が管理する「暖カフェ」を無料で貸し出す。また、「暖カフェ」が本事業参加団体や、ボランティア、子どもから高齢者まで、誰もが交流できる場として位置づけされるよう、法人が必要に応じて、事業参加団体間における調整、交流等の企画などを行う。

(イ) 実施日等

原則、「こども食堂」、「認知症カフェ」を実施しない平日の 9:00~17:00 とし、必要な場合は相談に応じる。

オ 「さをり織り」制作体験・販売等

老若男女、障がいのあるなしに関係なく、多くの市民が集うための一つのきっかけとし、コースター等の織り製作体験の機会の提供やハンドメイド作品の販売を行うほか、カフェ前スペースを有効活用し、気軽に利用してもらえるよう、通常は予約が必要な体験を予約なしでもの体験が可能な日も設定する。

なお、今年度、体験、販売状況を精査し、本事業継続の可否について、検証、検討する。

10地域交流事業

(1) 小樽

ア ボランティアグループあかり

施設開設当初から、様々な行事開催に協力をいただいている「ボランティアグループあかり」は コロナ禍により、活動がかなり制限されていたが、デイサービスを中心として赤岩地区各事業所の 様々な行事、サービスメニュー等を再開させることと合わせて、段階的に活動を活発化させてい く。

またボランティアメンバーの高齢化という課題を抱えており、新規ボランティアの入会・参加が 増えるよう、町内会等、地域に対する広報活動にも取り組む。

イ だがし屋はる

グループホーム入所者と地域の子どもたちとの交流機会を増やすため、グループホーム内にて 駄菓子販売を実施していたが、コロナ禍のためやむを得ず、販売を中止したことにより、主な購入 者であった近隣の小学生や赤岩保育所との交流が途絶えている。今年度は、完全な再開は難しいが 直接的に入所者と子どもとの交流は避けるなど、感染対策を徹底する中で、徐々に営業日数等を増 やすなどして、子どもたちのグループホーム訪問のきっかけづくりを行う。

(2)発寒

ア 認知症カフェ (暖カフェ)

コロナ禍のため、活動を自粛していたが、コロナの5類移行、地域からの要望等を鑑み、今年度 から活動を再開する。

「地域の方々に介護・認知症・福祉といった内容の知識を伝える場を企画していき、地域との繋がりを深めていく」を活動の基本方針とし、活動内容などは、地域住民の方々協議、検討の上、決めていくこととするが、各事業所や職種の垣根を超え、担当者を中心に発寒拠点チーム一丸となって「はっさむはるは地域の施設である」と認知してもらえるように取り組み、コロナ禍で失われた地域との繋がりを再構築し、法人理念でもある「ホスピスケア・コミュニティケア」の実現に向けて再始動を図る。

11その他

(1) 実習生の受入れ

大学や養成校に対し営業を行い、実習先として選ばれる施設を目指し、各事業所、各職種は養成校 等から依頼があれば積極的な受け入れを行う

(2) 各種委員会活動

区分	会議内容	開催日時		
	ム 議 バ 台	小樽拠点	発寒拠点	藤野拠点
研修委員会	各制度等に基づき、法人内における施設内			
研修安貝宏	研修の企画・運営を行う	合同 年 2~3回		
倫理委員会	ケアにおける倫理的問題の検討/ガイドラ	年2回	年2回	年2回
	インの作成などを行う	+ 2 凹		
広報委員会	法人内全事業所の広報活動、ホームページ	合同 年2~3回		

	の管理等を行う				
事故防止委員会	各事業所における事故防止検討及び発生事	第3火曜日	第2木曜日	第2火曜日	
争以初业安良云	例の分析や再発防止策の検討を行う	17:30~	17:30~	16:00~	
身体拘束廃止	各事業所における身体拘束廃止・虐待防止				
高齢者虐待防止	のための取り組み(ケア内容の検討/やむ	第3月曜日	第2木曜日	第2火曜日	
(本)	得ない事例の検証/廃止に向けた代替ケア	17:30~	18:30~	17:00~	
安貝云	の検討/職員教育など)を行う				
感染対策委員会	各事業所における感染症対策の検討及び発	第1水曜日	第1木曜日	第1火曜日	
松朱刈束安貝云	生事例の分析や再発防止策の検討を行う	第 1 小唯口 	17:00~17:30	16:00~	
	褥瘡発生予防及び発生の原因分析と再発防	第1木曜日	第1木曜日	第4金曜日	
褥瘡予防対策委員会 	止策の検討を行う	弟 I 小唯口 	17:30~	16:00~	
	施設内の業務継続計画(BCP)の作成・定				
防災委員会	期的な見直し、防災計画の作成、防災(自	年2回	年2回	年2回	
防火安貝云	然災害も含む)に関して定期的な訓練を行	+ 2 回			
	う。定期的に施設内の備品の確認を行う				
苦情対策委員会	苦情について共有し検討する	年 2 回	年 2 回	年2回	
衛生委員会		第3水曜日	第3木曜日	第3火曜日	
倒土安貝云	職場の衛生環境について協議検討する	17:30~	19:00~	16:00~	
法令遵守	個人情報の適正な管理と、社会の一員とし				
個人情報保護	て、あらゆる法令、倫理、社会規範に適っ	年1回	年1回	年1回	
委員会	た行動を行うための活動を行う				
ボランティア委員会	ボランティアあかりとの協議を行う	各月第4木曜			

第6 職員研修

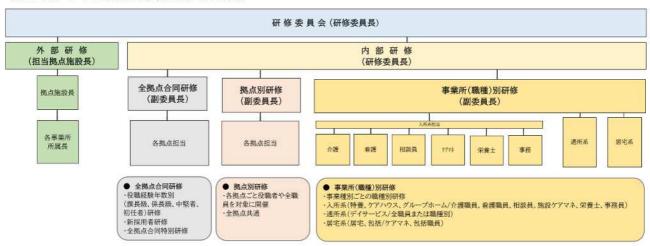
1 研修実施の目的

法人として安定的な人材の確保が難しい状況の中、組織を牽引するリーダーシップ力や専門性を持った職員の育成は急務であり、事業運営の柱となる「人材」を育てていく必要がある。

そのため、職員の資質向上や専門的知識の習得、法人理念の共通理解と実践を目的として、研修委員会が中心となり、それぞれの立場や経験、専門性に応じた研修の企画立案、施設内外の研修への参加機会を作り、法人職員として求められる職員像、期待される専門職を目指し、安定した事業運営と多様化する地域ニーズに幅広く丁寧に対応できる職員の育成を図る。

2 研修運営体制

令和6年度 ノマド福祉会研修委員会 運営体制



上記の研修体制により、「施設外研修」、「施設内研修(全拠点合同、拠点別、事業所別)」それぞれに 管理担当者(研修副委員長)を定め実施するとともに、その実施状況や効果を把握し実際の業務や専 門性の向上に繋げていく。

感染症対応や人材不足へ配慮しオンライン研修を中心に開催する他、研修開催日程も終日開催にとらわれず、職員の参加しやすい時間設定や受講環境で行うこととする。

3 研修委員会及び研修委員の役割

委員会及び委員として、次の6つの項目についての役割を行うこととする。

- (1) 年度ごとの「施設外研修」の企画立案と参加調整、及び「施設内研修」の開催
- (2) 各種研修の運営、把握
- (3) 研修を通じた法人内事業所間の連携促進
- (4) 研修実施状況のモニタリング
- (5) 次年度の年間研修計画の起案(人材育成方針に準じて作成)
- (6) 研修が受講しやすい職場環境の整備・検討

4 研修内容

(1) 施設外研修

ア 実施目的

法人内では得られない専門的知識の取得やマネジメント力、リーダーシップ力などの組織運営 上の知識や技術を習得するため積極的に施設外の研修に参加する。

なお、研修を通じて学んだ事項は自組織に戻って、会議の場や伝達研修、また、回覧等の方法により共有し研修効果を組織全体に伝える。

イ 研修内容

(ア) 研修先

北海道、市町村、北海道社会福祉協議会、各種団体及び協議会等

(イ) 主な研修

対象職員	主な研修内容
部長級・次長級	経営指導管理に関する研修
	リスクマネジメントに関する研修
課長級	職員育成に関する研修
	業務管理に関する研修
	面談スキルに関する研修
係長級	リスクマネジメントに関する研修
N IX IX	職員育成に関する研修
	サービス(ケア等)の管理に関する研修
一般職(上級、主任級)	業務改善に関する研修
	高齢者虐待防止に関する研修
	認知症高齢者ケアに関する研修
一般職(中級)	チームケアに関する研修
	高齢者虐待防止に関する研修
 	認知症高齢者ケアに関する研修
/J.Z.4FX (127)/JXZ)	個別支援計画に関する研修
補助業務	基礎業務に関する研修
その他	各事業所、各職種の専門性に関する研修

(2) 施設内研修

ア 実施目的

次の研修目標を掲げ、法人理念の共有、職員個々の専門知識の研鑽や資質の向上、法人内の連携強化、リーダーシップやマネジメント力の獲得などといった研修を行う。

《研修目標》

- 利用者や地域のためにノマド職員として主体的に活躍できる職員の育成
- 職員個々がそれぞれの専門性を研鑽し資質・能力の向上
- 専門性に加え、組織人としてのリーダーシップやマネジメント力の強化

イ 研修内容

(ア) 全拠点合同研修

研修名	研修内容
課長研修① (課長級職員・次長級も受講可)	法人運営「これからのノマドについて」(理事長) ノマドが求める職員像(総合施設長) 地域連携研修(統括施設長)
課長研修② (課長級職員・次長級も受講可)	リーダー論 (外部講師)
係長・主査研修① (係長級職員)	法人運営「これからのノマドについて」(理事長) ノマドが求める職員像 (総合施設長)
係長・主査研修② (係長級職員)	リーダー論(外部講師)
中堅者研修①	法人理念と看取りケア
(主任職)	プライバシー保護
中堅者研修② (主任補佐・リーダー)	事故防止とケアの質
初任者研修	法人理念と認知症ケア
(経験3年未満の職員)	価値と倫理及び法令遵守
新採用者研修 (派遣を除く対象職員、新卒者)	法人理念(理事長) 身体拘束廃止、高齢者虐待防止 業務継続計画(感染症、非常災害) 感染症 社会人としての心構え(総合施設長) 接遇 法人理念実践編(看取りケア、認知症ケア) 事故防止
全拠点合同特別研修 (介護職員、看護職員)	薬の知識とリスク管理

(イ)拠点別研修

研修名	研修内容
課長拠点研修①	経営指標管理研修(本部事務局長)
(課長級職員・次長級も受講可)	在各相信目注例 修(中印争伤问文)
課長拠点研修②	分務研修(総合施設長)
(課長級職員・次長級も受講可)	力物训修 (私口地议交)
係長・主査拠点研修	労務研修(事務課長)
(係長級職員)	刀笏卯16 (争伤体攻)

拠点別研修①	業務継続計画(新型コロナ感染症) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止
障がい者雇用の理解	障がい理解
拠点別研修②	業務継続計画(自然災害) 非常災害時(火災及び自然災害)の対応
経理研修	法人の収支状況 財務諸表について

(ウ) 事業所 (職種) 別研修

事業所	職種	研修内容	回数	
		身体拘束廃止、虐待防止		
	介護職員	事故防止	年4回	
		看取りケア		
#± ±		褥瘡予防		
特養 グループホーム	看護職員	感染症対策	年2回	
ケアハウス		看取りケア(看護の視点)		
	介護支援専門員	アセスメントとケアプラン	左 2 豆	
	計画作成担当者	看取りケア(看取り時プラン)	年2回	
	栄養士	適正な食材費の管理について	年2回	
		嚥下調整剤について		
特養	相談員	ソーシャルワークの価値、知識、技術	生2回	
デイサービス	他談貝	ソーシャルワークにおける調整	年2回	
	ス 全職種	身体拘束廃止、虐待防止		
デイサービス		事故防止	年4回	
719-62		感染症及び食中毒の予防及びまん延防止		
		認知症ケア		
居宅・包括	介護支援専門員	高齢者虐待	年2回	
	各専門職	ケアマネジメント		
事務	事務員	介護保険請求	年2回	

[※] 各事業所にて、法令等に基づいた必須な研修内容を把握し研修や学習会を開催する。

(エ) その他

研修を通じ、拠点間の繋がりを強め、次の点に注意して、法人理念を基本とした支援 (ケア) についての共有や個々の専門性を高めることで、サービスの質向上を目指す。

○ 様々な専門性を有する職員同士が知識と経験を共有するなど連携・協力しながら、組織全体の機能を高める。

○ 法人理念や方針の共有、拠点間の統一事項を確認する場として研修機会を活用する。

(4) 資格取得支援

法人独自の資格取得制度を設け、職員のスキルアップを後押しする。 下記の研修については、研修費用の半額が法人より助成される。

- ア 介護支援専門員更新研修
- イ 介護支援専門 Ⅰ Ⅱ 研修
- ウ 主任介護支援専門員更新研修
- 工 介護福祉士実務者研修

第7 非常時の対応

1 火災発生時

- (1) 火災が発生した際は、「防火管理規程」及び各事業所の「消防計画」(以下、「防火管理規程等」 という。)に基づき対応する。
- (2) 「防火管理規程等」に基づき、日ごろから火災予防に努めることとし、適宜適切な機器の点検・ 避難訓練を実施する。
- (3) 「防火管理規程等」は、新規採用職員のみならず在職職員への各種規定等の継続した周知・徹底を行う。
- (4) 「防火管理規程等」は、設備状況や周辺環境の変化を考慮し随時更新を行う。

2 自然災害発生時

- (1) 自然災害が発生した際は、各事業所の立地などの地域特性を考慮したものとなっている「自然災害発生時における業務継続計画」(以下、「自然災害BCP」という。)に基づき対応する。 また、行政担当課等の関係機関との連携を行い、情報収集と伝達に努める。
- (2) エマージェンシーコールシステムを活用し、職員の安否確認や出勤要請等を行い、利用者や職員の安全確保と安定した事業継続に努める。
- (3) 「自然災害BCP」に規定する事項を速やかに運用することや職員の理解を深めるため、定期的な訓練(シミュレーション)を実施する。
- (4) 新規採用職員のみならず在職職員に対し、「自然災害BCP」に定める内容の周知・徹底を、継続して行う。
- (5) 「自然災害BCP」は、設備状況や周辺環境の変化を考慮し随時更新を行う。

3 感染症発生時

(1) 新型コロナウイルス感染症は5類に移行したが、今後、新種のウイルスが発生する可能性もある。令和3年度に制定した「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」(以下、「新型コロナBCP」という。)は、最悪の状況で職員が出勤できなくなることを想定したものであり、新種ウイルス発生の場合も、「新型コロナBCP」に基づき対応する。

また、研修、訓練等の実施により、常に「新型コロナBCP」の内容について検証し、随時更新する。

なお、行政担当課等の関係機関との連携を行い、情報収集と伝達に努める。

- (2) 「新型コロナBCP」に規定する事項を速やかに運用することや職員の理解を深めるため、定期的な訓練(シミュレーション)を実施する。
- (3) 新規採用職員のみならず在職職員に対し、「新型コロナBCP」に定める内容の周知・徹底を、 継続して行う。
- (4) 「新型コロナBCP」は、社会状況や設備状況、周辺環境の変化を考慮し随時更新を行う。
- (5) 新型コロナウイルス以外の感染症が発生・流行した際は、「新型コロナBCP」に規定する内容 を準用し、柔軟かつ適切に対応する。